

8月14日付

待望のNPO法人認証

瀬戸内遊漁船釣り団体協議会は任意団体として活動してきましたがNPO法人認証に向け発展的に解散、新たに法人格を目指し協議会を設立、8月14日付で法人として認証されました。これを機に各種の活動を通じて地域に貢献していきます。

STK会報

第5号

発行所
香川県善通寺市
金蔵寺町1298-1
Tel.0877-63-3121

2014/9/30

現在事項全部証明書

名称	瀬戸内遊漁船釣り団体協議会
法人の種類	公益財団法人
設立の年月日	平成26年8月14日
目的	<p>この法人は、瀬戸内海を遊漁の場とする者、遊漁の場を創出し、遊漁者の安全確保及び遊漁者の福利の増進を図ることを目的とし、公益の増進の増進及び遊漁者の福利の増進を図ることを目的とする事業を行う。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 顕彰の振興を目的とする活動</p> <p>(2) 瀬戸内海を遊漁の場とする者、遊漁の場を創出し、遊漁者の安全確保及び遊漁者の福利の増進を図る活動</p> <p>(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>(4) 障がい者の福祉を目的とする活動</p> <p>(5) 子どもが健全に成長を遂げるための活動</p> <p>(6) 青少年が健全に成長を遂げるための活動</p> <p>(7) 高齢者が健全に生活を送るための活動</p> <p>(8) その他公益に資する活動</p>
役員に関する事項	<p>代表理事 瀬戸内遊漁船釣り団体協議会 会長 藤田 隆</p> <p>副代表理事 瀬戸内遊漁船釣り団体協議会 副会長 藤田 隆</p>
業務の範囲	瀬戸内

この証明書に記載されている事項に異議を有する事項の存在することを証明した書類を提出し、平成26年8月15日 香川県庁 庶務課

NPO法人認証に伴い次のような活動を展開してまいります。

当協議会メンバーは常日頃、船の運航をしている立場から定期的に安全航行の教育や日常の点検など講習会開催して徹底していきます。

また、海洋資源の枯渇化対策として行政機関とも協働し

瀬戸内海の豊かな海を残すため稚魚放流等の活動を行っております。

海の汚濁防止として清掃活動を通じて環境保全を図る活動等も展開していきます。

青少年の健全な育成として近年の青少年のお魚離れを食い止めるとともに釣り文化の継承を行う行事として釣り教室を開催。

今後、瀬戸内海の豊かな海を未来に残すためには職業漁師と海洋性レクリエーション利用者の協力が必要になります。私どものNPO法人が窓口となって各行政機関との連携を保ちつつ、瀬戸内海に関わる皆様方の一助となればと考えております。

これからは皆様方のご意見も賜りたいと考えています。



放流されるタケノコメバル

STK前期活動報告

- ▽2月20日 NPO法人瀬戸内遊漁船釣り団体協議会設立総会を開催
- ▽4月3日 第1回理事会を開催
- ▽4月23日 香川県釣団体協議会通常総会に出席
- ▽5月7日

STK後期活動計画

▽5月20日
小豆島内海地区漁場利用協
定協議会役員会に出席。

▽5月22日
香川県地区小型船安全協会
通常総会に出席。

▽5月22日
小豆島地区で漁業者と協働
してタケノコメバルの稚魚4
万匹を放流。

▽6月1日
親睦釣り大会を開催。

▽6月29日

第1回通常総会開催。

▽8月14日

特定非営利活動法人として

成立

▽9月30日

第5号STK会報を発行

議。

▽11月9日

青少年育成の一環で善通寺
市立竜川小学校児童が坂出海
上保安署で「海の安全講習及
び巡視艇見学会」。その後、
キジハタの稚魚放流。

▽11月19日

小豆島内海地区漁場利用協
定協議会。▽27年1月下

旬

漁場利用協定協議会。(漁
場利用協定締結)

▽11月4日
兵庫県地区で内海地区漁場
利用協定の役員意見交換会



あいさつする香川県水産課北尾課長



タケノコメバルの積み込み準備



高松海上保安部の藤村課長が安全講習



内海漁協の皆さんが各所へ放流

岡山県及び香川県における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るために平成13年に『香川・岡山広域海面利用協議会』が発足いたしました。

出席者は漁業関係者と遊漁船業者やプレジャーボートの利用者である一般オーナーの代表及び各県の水産課の職員で、特に笠岡地区と小豆島地区は漁場が良かったためトラブルが多く、これらの問題を解決するための話し合いの場として色々な意見が交わされてきました。

今回、小豆島地区の漁場をめぐり釣りに来ているレジャー船に頭を悩ませていた内海漁業協同組合から資源の枯渇、漁具の破損、マナーの悪さについて「なんとかならぬ

か」と提議があり、ルール作りをしようということになりました。

誰がどのようなルールを作るか

では、誰が誰とどのようなルールを作りどのようなルールにするのか？と言うことにな

内海地区漁場利用協定とは

地区協会
東部安全
岡山県船
山崎尾
小尾

シヨバ代ではない協力金

寄稿

り、香川県ではモデル地区を設定して行く事となり、小豆島地区（内海漁業協同組合の海域）がモデル地区として話しが進むことになりました。

そこで、平成25年に皆様の意見を広く受け入れるために『内海地区漁場利用協定協議

会』を発足、会長には内海漁業協同組合の組合長に副会長にSTK（香川県・岡山県・兵庫県・広島県などの遊漁船業者、プレジャーボートオーナー、一般釣り人が参加したNPO法人）の会長がなり、どうすれば一定の漁業操業も確保でき、遊漁者の方にも秩

序ある釣りを楽しんでもらえるかを目指して行くことになりました。

行政側の協力を得てルール作り

行政側の協力も得て、漁業関係者と遊漁船業者やプレジ

ヤーボートの利用者である一般オーナーの代表であるSTKとで何度か話し合いをした結果、ローカルルール作りに着手、漁業者からは漁業で生活するために魚の枯渇や漁場の占拠による操業が出来ない、漁具の破損による被害に対し円滑な操業ができるようルールにして欲しい。

プレジャーボートを利用している遊漁者からは漁業に協力する一方で楽しい釣りをしたい。

休憩施設などの場所提供を要求

内海地区で天候の悪化のときに避難したり、上陸してトイレの利用や休憩をしたり出来る場所の提供など漁業組合にも協力して欲しい。これらの話し合いを継続し

て行く為の内海地区漁場利用協定協議会の事務費や漁場監視活動の費用及び魚の枯渇を防ぐための稚魚の放流資金として協定参加者から協力金を募ることになりました。

内海地区漁場利用協定協議会では、漁業と遊漁者との漁場利用のトラブル防止に向けて、鋭意協議を進めて降ります。つきましては、より良い漁場利用協定の成立に向けて、是非、協定に参加していただき、貴重な意見をいただき漁業者、遊漁者が上手く漁業が出来るようにしていくのが漁場利用協定です。

遊漁者に協力していただく協力金は協力者にお渡しするステッカー、フラッグの作成費用、稚魚放流資金、協議会運営費に使われます。

ふるさと よもやま話

女2名ずつの「お頭人さん」、神馬1頭、神職、巫女、舞人、伶人、五人百姓、庄官など総勢約五百名の平安絵巻さながらの神輿行列が、御本宮

の9時から御神幸(おみゆき)の神事が行われ、毛槍・鳥毛をうちふるう奴が先頭に、男

海の神様

10月10日は金刀比羅宮大祭

御本宮から御旅所まで でござそかに繰り広げ

から御旅所までの間で繰り広げられました。御祭(あんぐうちやくぎよさい)が行われました。

大祭の歴史は古く江戸時代以前より此れまで続いているといわれています。琴平では古くから「おさがり」と呼ばれ、沿道は数万人の参拝者や見物客で賑わいます。

御旅所では深夜、管弦の演奏と大和舞が奉納され行宮着

